

産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
令和 6 年 6 月 28 日			
鹿児島県知事 殿			
提出者			
住 所		鹿児島県南九州市知覧町郡5414-1	
氏 名		株式会社 堀之内建設	
		代表取締役 今村 次典	
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)			
電話番号		0993-83-2141	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、 令和5 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称	株式会社 堀之内建設		
事業場の所在地	鹿児島県南九州市知覧町郡5414-1		
事業の種類	04 建設業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	1,927.00 t	全処理委託量	1,927.00 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	2.00 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	1,925.00 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

産業廃棄物 処理計画実施状況報告書内訳書

令和5 年度分

事業場名

株式会社 堀之内建設

別紙

※取り扱う廃棄物の種類が1種類であっても、この表を作成してください。

廃棄物の種類	廃棄物発生量の目標	数字(t)														参考1 ⑩のうち、 焼却施設へ の処理委託 量(⑩の内 訳)	参考2 ⑩のうち、 焼却以外の 中間処理施 設への処理 委託量(⑩ の内訳)	参考3 ⑩のうち、 埋立処分業 者への処理 委託量(⑩ の内訳)
		① 排出量	② 自ら直接再 生利用	③ 自ら直接埋 立・海洋投 入処分した 量	④ 自ら中間処 理した量	⑤ ④のうち熱 回収を行っ た量	⑥ 自ら中間処 理した後の 残さ量	⑦ 自ら中間処 理により減 量した量	⑧ 自ら中間処 理した後再 生利用した 量	⑨ 自ら中間処 理後埋立・ 海洋投入し た量	⑩ 直接及び自 ら中間処理 した後の処 理委託量	⑪ 優良認定処 理業者への 処理委託量	⑫ 再生利用業 者への処理 委託量	⑬ 熱回収認定 処理業者へ の委託量	⑭ 認定業者以 外の熱回収 業者への処 理委託量			
01_燃え殻																		
02_汚泥																		
03_廃油																		
04_廃酸																		
05_廃アルカリ																		
06_廃プラスチック類		27.61									27.61	0.00	27.61					
07_紙くず																		
08_木くず		478.19									478.19	0.00	478.19					
09_繊維くず																		
10_動植物性残さ																		
11_動物系固形不要物																		
12_ゴムくず																		
13_金属くず																		
14_ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		0.36									0.36	0.00	0.36					
15_鉱さい																		
16_がれき類		1,636.53									1,636.53	0.00	1,636.53					
17_動物のふん尿																		
18_動物の死体																		
19_ばいじん																		
20_その他																		
21_混合廃棄物																		
22_廃石綿(特管)																		
23_石綿含産業廃棄物		0.40									0.40	0.00	0.40					
廃棄物発生量目標	1,927.00																	
合計		2,143.09	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2,143.09	0.00	2,143.09	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

項目	①排出量	②+⑧自ら 再生利用を 行った量	⑤自ら熱回 収を行った 量	⑦自ら中間処 理により減量 した量	③+⑨自ら 埋立処分を 行った量	⑩全処理委 託量	⑪優良認定 処理業者へ の処理委託 量	⑫再生処理 業者への処 理委託量	⑬熱回収認 定処理業者 への処理委 託量	⑭熱回収認定処 理業者以外の 熱回収業者へ の処理委託量
実施値	2,143.09	0.00	0.00	0.00	0.00	2,143.09	0.00	2,143.09	0.00	0.00

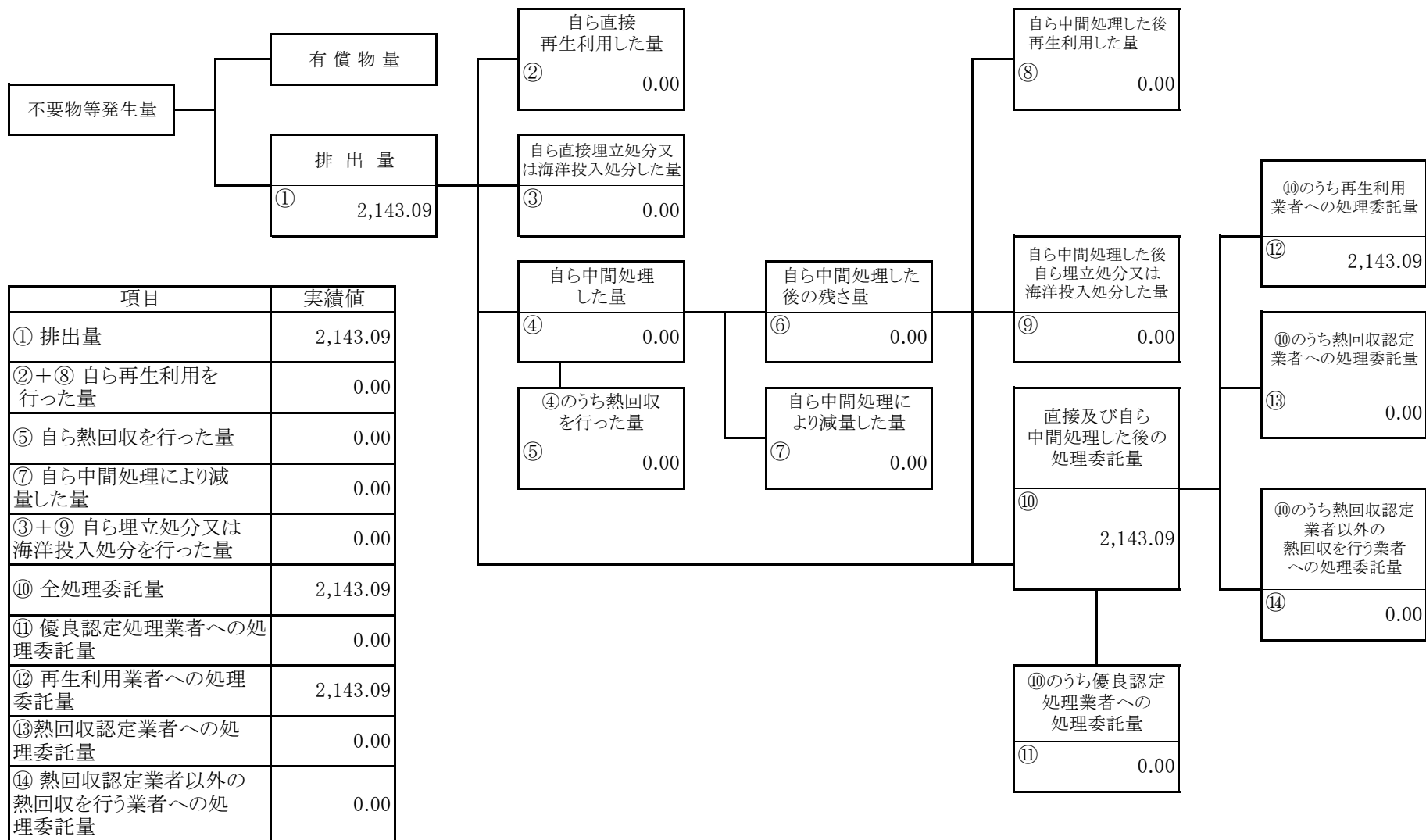
※ガラコン＝ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードもガラコンで記入してください)
※建設系の廃棄物で、品目ごとの仕分けが不可能な場合は、混合廃棄物として記入してください。
◆参考1～3は、どのような業者に委託されているかを聞くものです。(⑩処理業者への委託量＝参考1＋参考2＋参考3)
◆㎡は、トンに換算し記入してください。(換算係数は、ホームページ中の「換算係数」を参考にしてください。)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 : 全種類合計)

事業場名

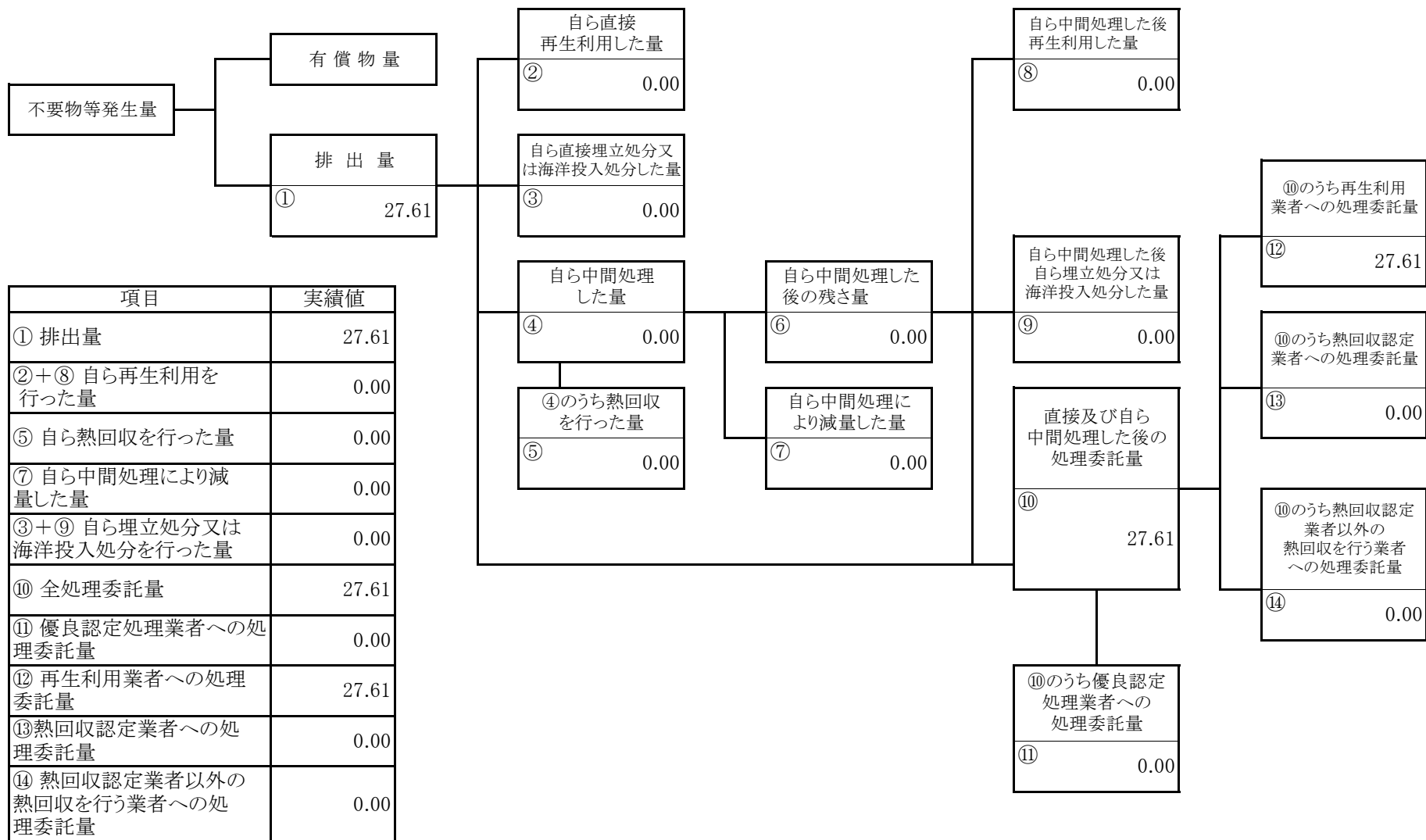
株式会社 堀之内建設



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 : 廃プラスチック) 事業場名

株式会社 堀之内建設

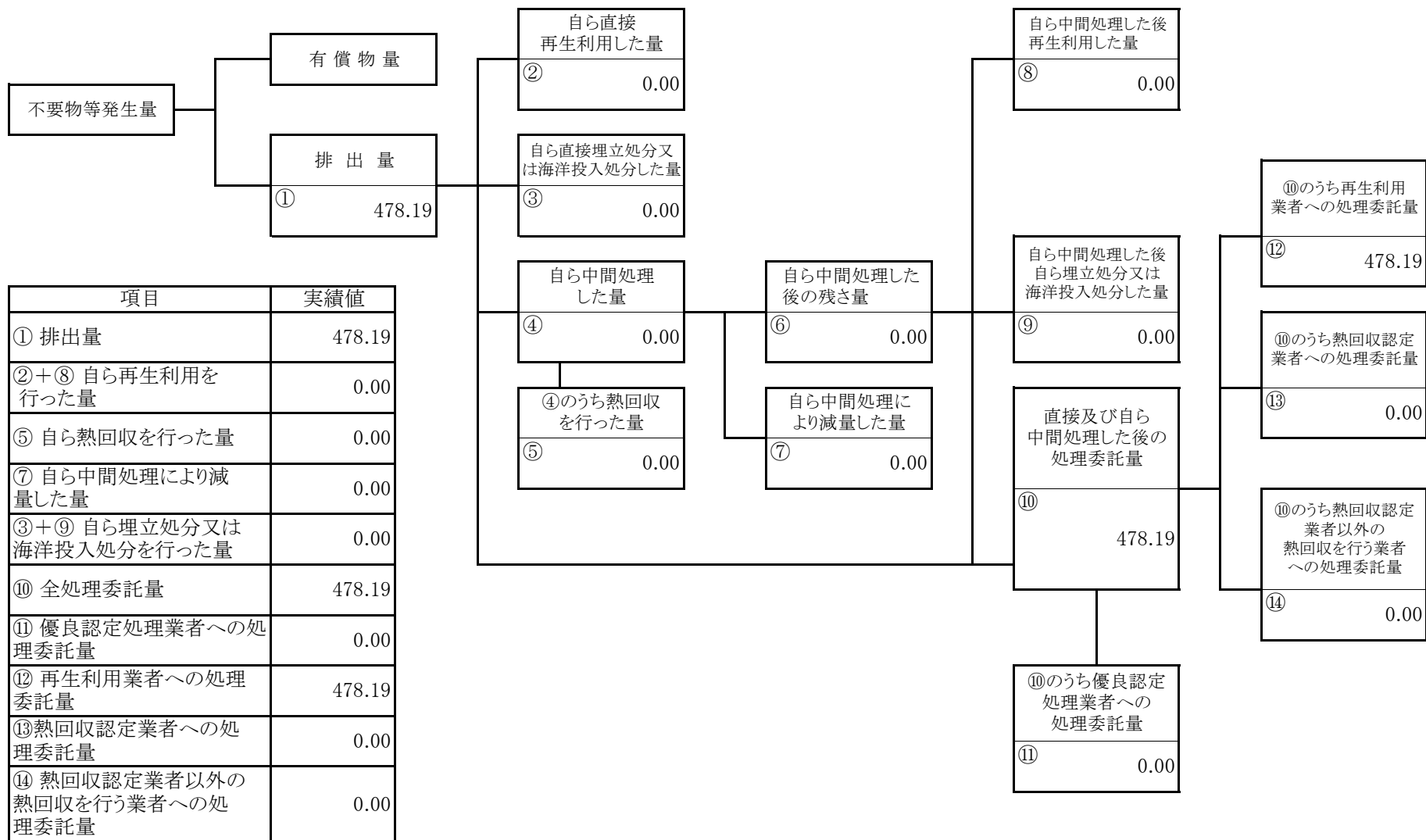


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 : 木くず)

事業場名

株式会社 堀之内建設



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 : ガラスくず・コン
クリートくず・陶磁器くず)

事業場名

株式会社 堀之内建設

不要物等発生量

有 償 物 量

排 出 量

①

0.36

自ら直接
再生利用した量

②

0.00

自ら直接埋立処分又
は海洋投入処分した量

③

0.00

自ら中間処理
した量

④

0.00

④のうち熱回収
を行った量

⑤

0.00

自ら中間処理した
後の残さ量

⑥

0.00

自ら中間処理に
より減量した量

⑦

0.00

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧

0.00

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨

0.00

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩

0.36

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪

0.00

⑩のうち再生利用
業者への処理委託量

⑫

0.36

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量

⑬

0.00

⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭

0.00

項目	実績値
① 排出量	0.36
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0.00
⑤ 自ら熱回収を行った量	0.00
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0.00
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00
⑩ 全処理委託量	0.36
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0.00
⑫ 再生利用業者への処理委託量	0.36
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	0.00
⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00

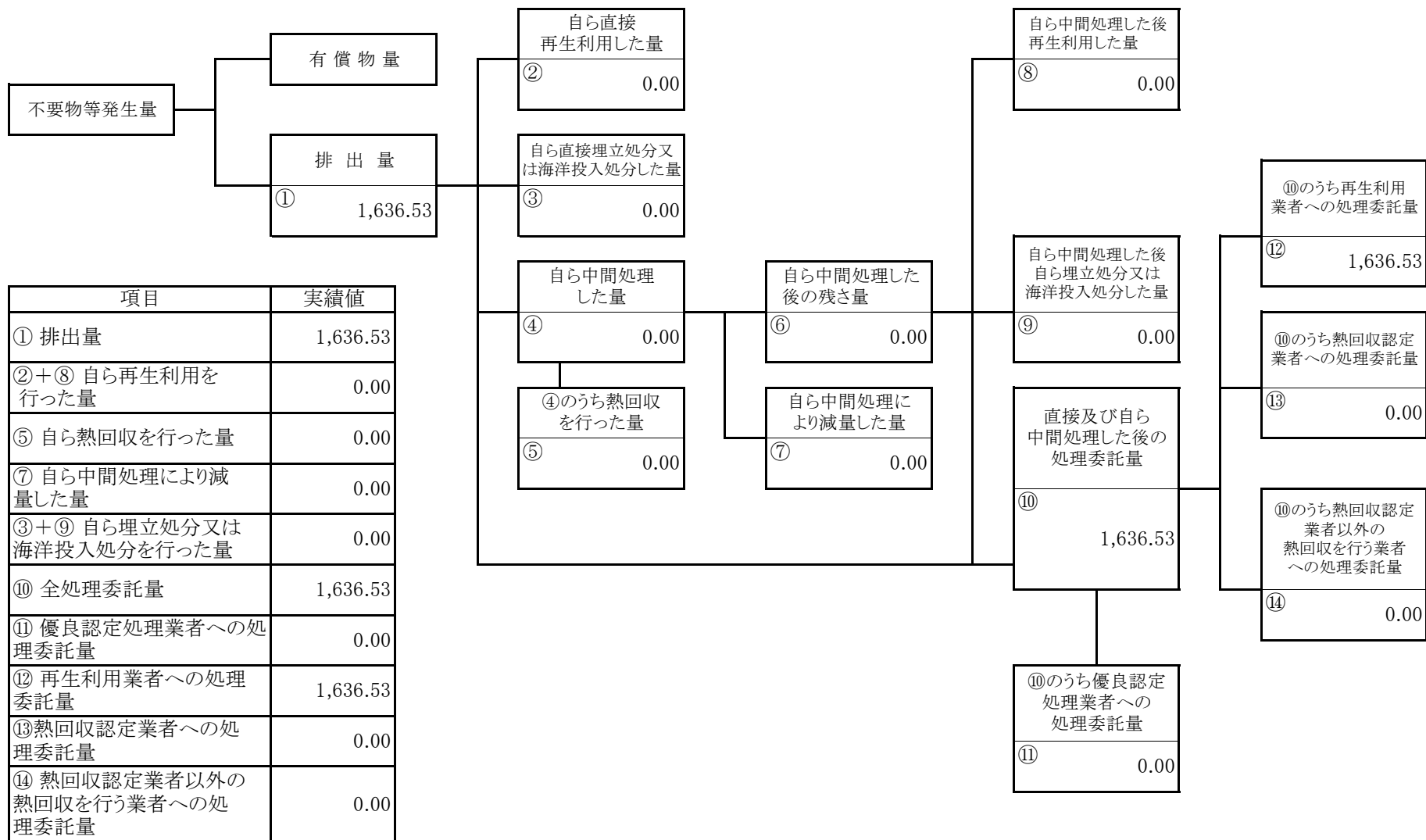
(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 : がれき類)

事業場名

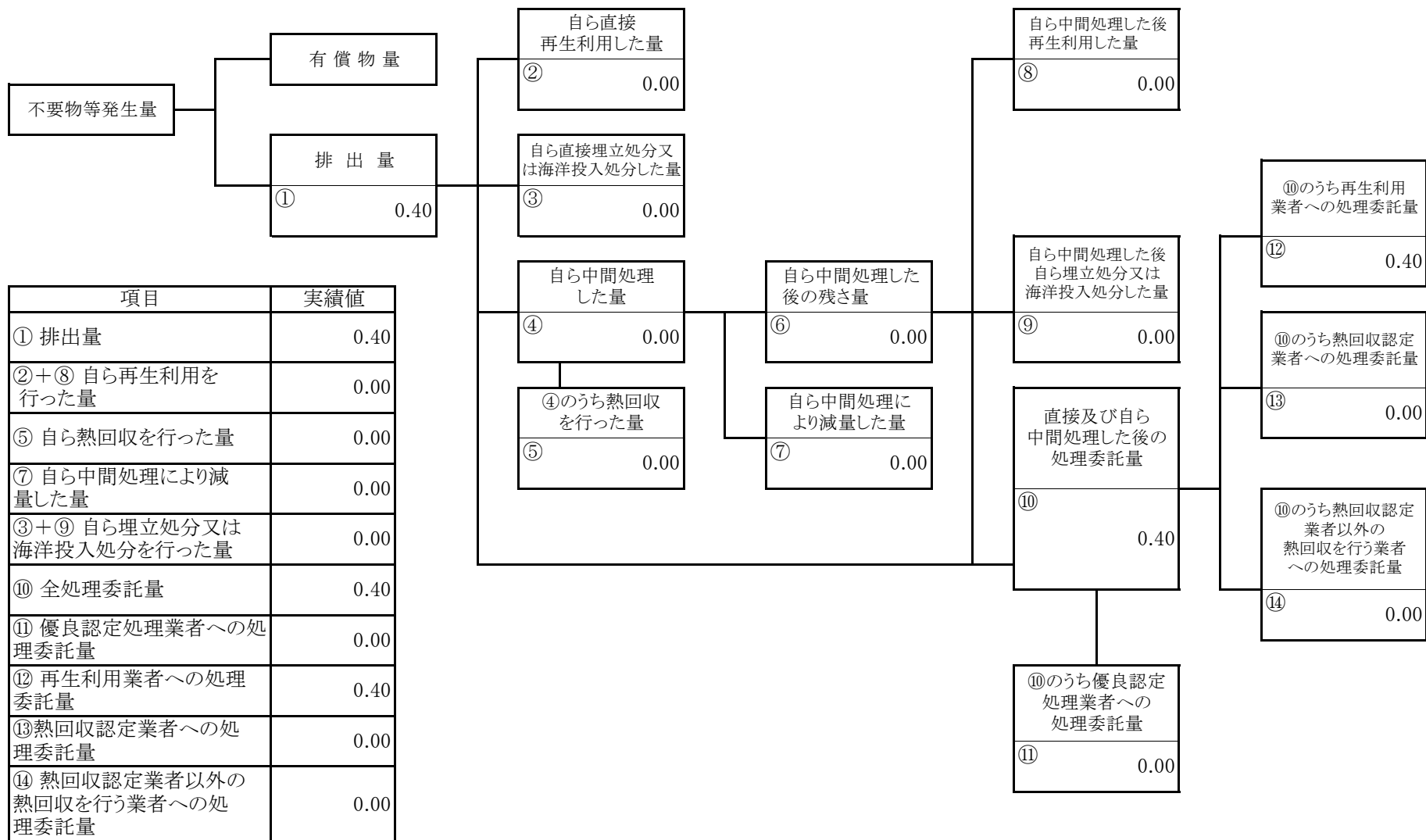
株式会社 堀之内建設



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 : 石綿含産業廃棄物) 事業場名

株式会社 堀之内建設



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。